



吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業

事業説明会 説明資料

東京都産業労働局
(運営事務局: ポストン コンサルティング グループ合同会社)

吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業の概要

- 農林水産分野におけるCO2の吸収・除去に関する優れたアイデアや技術等を有するスタートアップを公募・選定し、東京都(以下、「都」という)内での吸収・除去系カーボンクレジット創出を促進するための実証事業に対して、事業に係る経費の負担や、運営事務局による伴走支援を実施します

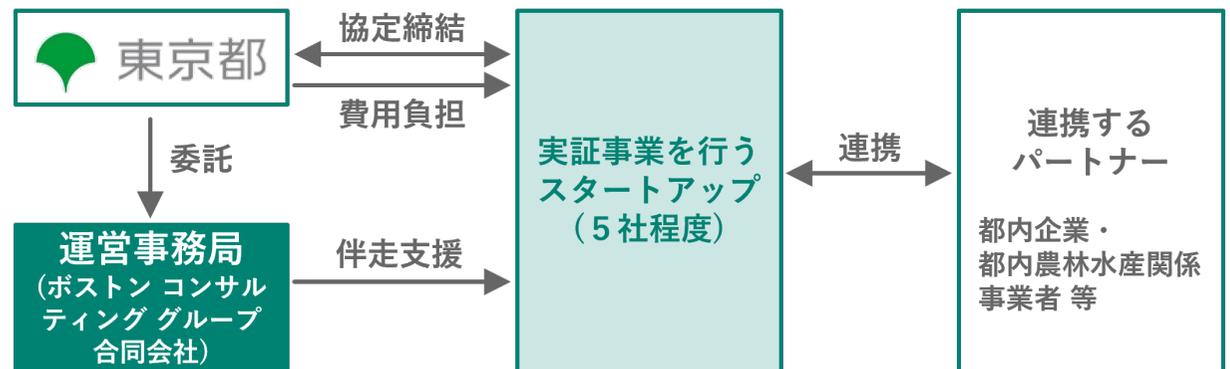
背景・目的

- 「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO2排出削減の取組に加え、大気中のCO2を吸収し、除去する取組も不可欠です
- そのため、「吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業」(以下、「本事業」という)では、革新的な技術・ビジネスアイデアを持つスタートアップと連携し、多摩・島しょ地域を中心とする東京の自然資源を活用した実証事業を通じて、農林水産分野における都内での吸収・除去系カーボンクレジットの創出モデルを作り出すことを目的としています

募集概要

- 募集する実証事業のテーマ** 農業、林業または水産業のいずれかの分野において、都内での吸収・除去系カーボンクレジットの創出に資する実証事業
 - 本事業における「吸収・除去系カーボンクレジット」とは、東京の自然資源を活用し、大気中のCO2を吸収・除去することにより創出されたカーボンクレジットとします
- 募集対象となる事業者** 原則として都内に主たる事業所を置くスタートアップであること。都外に主たる事業所を置くスタートアップについては、本事業を通じて都内でのカーボンクレジット創出に寄与するアイデアや技術等を有すること
- 協定金** 採択スタートアップに対して最大4,000万円を支払います
 - 協定金の支払い上限は、令和6年度1,500万円、令和7年度2,500万円とします支払いは、実証事業の期間中、事業終了後の計2回に分けて行います
 - 令和6年度分の経費について令和7年5月頃、令和7年度分の経費について令和8年5月頃の支払いを予定しています

事業スキーム



実施スケジュール

実施スケジュールは事業の進捗等により
変更となる可能性があります

■ 本事業は令和6年度から令和7年度までの2か年事業として、以下のスケジュールでの実施を予定しています



① 実証事業の準備

令和6年7月中旬～
8月中旬 (予定)

- 採択スタートアップは、本事業の目的が効果的に達成できるよう、「実施計画書」を作成します
- 実証事業に係る必要な機材やシステム等の手配、協力企業等との調整を行います。準備が整った採択スタートアップから、実証事業を開始します
- 実証事業の準備・実施において、各採択スタートアップのニーズに応じて、運営事務局の助言を得ることができます。詳細は、採択後に採択スタートアップと協議のうえ決定します



② 実証事業の実施

令和6年8月中旬～
令和7年12月 (予定)

- 実証事業を実施するとともに、都及び運営事務局が行う事業成果の広報及びPR (中間報告会等) に参加します
- 運営事務局が実証事業の進捗を管理、支援するとともに、必要な助言を行います



③ 実証事業後の成果報告・情報発信

令和8年1月～3月 (予定)

- 事業成果の広報及びPR (最終報告会等) を実施します



④ その他

令和8年1月～3月 (予定)

- 採択スタートアップは、運営事務局が開催する各種報告会等に参加するほか、本事業の広報活動やPRに積極的に協力するとともに、事業成果を自主的・積極的に広く周知してください (例: ウェブサイトへの情報掲載、参加者による自社プレスリリースの発信、各種イベントにおける発表等)
- 採択スタートアップは、月1回程度の頻度で、運営事務局に対して実証事業に関する進捗状況の報告を行ってください。報告方法は、書面の提出、会議の実施による報告などの組み合わせを予定しています
- 採択された事業の情報や、実証事業の写真・動画を都が広報に利用する場合があります (機密情報、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く)



応募方法

- 本事業への参加を希望する事業者は、以下の応募受付期間内に、申請書と企画提案書を運営事務局宛てに電子メールにて送付してください

概要

受付期間 令和6年6月10日 (月曜日) ~ 7月5日 (金曜日) 正午

提出方法 申請書と企画提案書を運営事務局 (Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com) 宛に電子メールにて送付

提出書類 **申請書** 申請書のフォーマットを事業ホームページよりダウンロードし、必要項目を記入してください

- 企画提案書**
- 様式は自由とし、右に記載の項目を含めてください
 - 表紙を含め15枚までとし、PDF形式で5MB以内を目途に作成してください
 - なお、別紙にて補足資料等を提出することは可能ですが、提案の主要な内容は企画提案書本体に記載してください
 - 企画提案書は、後述の審査会におけるプレゼンテーションで用いることに留意して作成してください

その他留意点

- ① 1社が複数事業に応募することは可能ですが、その場合には事業毎に企画提案書を提出してください
- ② 審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合があります

企画提案書に記載する内容

- ① 企画提案者のミッション・ビジョン、戦略
- ② 吸収・除去系カーボンクレジット関連事業の概要
 - 一 事業の背景、ゴール、戦略、自社の優位性、事業の重要性 等
- ③ 事業の幅広い社会実装に向けたロードマップ
 - 一 事業化の目標年次
 - 二 マイルストーン
 - 三 過去の取組と今後の計画
 - 四 今回提案する実証内容の位置づけ 等
- ④ 実証事業の提案
 - 一 目的、ゴール設定
 - ① 目指すゴール
 - ② 今回応募する実証事業が、クレジット創出の実現に向けての課題・阻害要因をどのように解決するのか、どのような位置づけにあるのかがわかるよう記載
 - ③ 今回実証事業を通して実現するイノベーションや社会変革、社会の将来像はどのようなものか、関連する社会的背景等も含めて、簡潔に記載
 - 二 提案する実証事業の内容、方法
 - ① 実証事業の領域 (1.農業、2.林業、3.水産業のうちのいずれかを選択し、明記)
 - ② ビジネスモデルや事業スキーム
 - ③ 実証したい事項、実施内容
 - i. 課題、解決のための仮説、検証方法 (いつ、どこで、誰が、どのように検証するか)、成果指標 等
 - ii. 実証事業を実施するにあたり、想定される課題、その解決方法を含め記載
 - ④ 実証事業を実施する自社の能力、競合他社に対する競争優位性
- ⑤ 工程計画・実施体制
 - 一 実施スケジュール
 - 二 実施場所や期間
 - 三 実証事業の実施にあたり、連携する事業者や行政機関等があれば、連携内容と調整状況を記載
- ⑥ 資金計画
 - 一 想定する本実証事業の費用総額、内訳の計画 (税込)
 - 二 本実証事業に必要な資金の調達、資金繰りの計画

※ 協定金の支払い対象は別途定める費用に限定されます。また、1事業あたり上限金額は原則として4,000万円とします。また、協定金の支払い上限は、令和6年度1,500万円、令和7年度2,500万円とします。

審査ステップと審査項目

- 採択するスタートアップは、提出書類の事前審査及び外部有識者等で構成する審査会におけるプレゼンテーション審査結果により決定します。なお、事前審査および審査会では、以下の観点に基づく評価を行います

審査ステップ 審査会では、**プレゼンテーション**を行っていただきます (原則として**経営者**、もしくはそれに**準ずる責任者**による発表をお願いします)。なお、審査会は、提出書類に基づく事前審査に合格した企業のみが参加できます。審査会への参加可否、および実施場所と日時については、個別に連絡を行います

審査日時 7月17日 (水曜日) を予定

事前審査 および 審査会に おける 審査項目

事業の 革新性・ 有望性

新規性



- 新規性/独自性が高い提案であるか

吸収・
除去



- 将来的に創出される除去量・クレジットのポテンシャルの大きさ

実現
可能性



- 実施方法、スケジュール、財務・資金繰り等の事業計画が実現可能なものであるか
- 事業 (技術、ビジネス等) が社会実装され、クレジット認証を得る道筋が明らかになっており、その実現のための効果的な実証事業が企画されているか
- クレジット認証の取得またはその取得を目指した試みに関する実績はあるか
- 企業の経営状況が良好であるか

モデル ケース としての 適格性

普及
可能性



- 実証を目指す事業 (技術、ビジネス等) が、多くの農林水産事業者等に活用できるものとなり、幅広く普及することが期待できるか

波及
効果



- 実証を目指す事業 (技術、ビジネス等) が、農林水産事業者等に留まらず、幅広いステークホルダーに好影響を与えることが期待できるか

地場性

都への
還元性



- 都の地域特性を踏まえた提案となり、都内におけるクレジットの創出に資することが期待できるか

協定金の対象経費

- 協定金の対象となる経費は、「協定金の対象となる主な経費」に掲げる経費のうち、以下の全ての条件に合致するものとし、具体的な対象範囲は、別途、都と採択スタートアップが締結する協定書により決定します

協定金の対象となる経費の条件

- 実証事業を実施するために必要な経費
- 支援対象期間内に契約、履行または取得、支払いが完了した経費
- 用途、単価、規模等の確認が可能であり、本実証事業に係るものとして明確に区分できる経費

※ 負担金の上限は令和6年度1,500万円、令和7年度2,500万円です。

※ 支払いは、実証事業の期間中、事業終了後の計2回に分けて行います。

- 令和6年度分の経費について令和7年5月頃、令和7年度分の経費について令和8年5月頃の支払いを予定しています。
- 各年度の対象経費は、当該年度の3月31日までに契約、履行、支払いが完了した経費が対象となります。令和6年度に履行した経費を、令和7年度分の経費に含めることはできません。

※ 右記に含まれない経費であっても、実証事業に必要と認められる経費については、協定金の支払いの対象となる可能性があります。

協定金の対象となる主な経費

経費区分

人件費



実証事業に直接従事する従業員に対して、支払われる給与・賃金 (パート・アルバイトを含む)

※ 支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む

工事費・設備費



実証事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費 (納品の際の配送費を含む)

備品費・消耗品費



実証事業実施のために必要となる装置等の購入費 (購入を行う際の配送費を含む)

委託費



実証事業実施のために必要となる外部の専門業者や企業等への委託費用

賃借料



機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料

使用料



実証事業の実施に必要な設備や施設、ツール等の利用料 (初期費用含む)

印刷製本費



実証事業の実施に必要な資料等に係る印刷製本費